

# 朝鮮人移民に対する日本の統制政策

## —1900年代のハワイ、メキシコ移民を中心にして—

権 太 傑

### 1. はじめに

東アジアにおける海外移民は1850年から1917年に至るまでの東アジア諸国（アジア大陸）からの移住先により、大きく①大陸内移民と②大陸間移民に分けられる<sup>1)</sup>。したがって、朝鮮人の海外移民もおおよそ間島及びロシア領の極東地域への移民（大陸内の移民）とハワイ、メキシコなどの移民（大陸間移民）に分けられる。

1900年代における主な朝鮮人の海外移住数は表1のとおりである。表1からみられるように、間島及びロシア領の極東地域をはじめとする大陸内移民の人数が遥かに多数であり、その他地域の大陸間移民は極めて少人数であった。それは、単に地理上の遠近関係ではなく、統治者側の政策とも関連すると考えられる。特に、日本が朝鮮に進出するにしたがって、朝鮮人の海外移住は日本の統制下に置かれることとなった。

従来の研究では、1900年代における朝鮮人の大陸内と大陸間の移民状況をそれぞれ分けて考察してきたが、相互の関連性についての研究がまだ不十分な状況である。

特に、大陸間の移民についての研究は、主に移民後の定着生活及び民族運動などに焦点をあてて、日本の朝鮮人移民に対する統制政策側の研究はあったものの、ハワイとメキシコへの朝鮮人移民が別のテーマとして扱われて、総合的にみる視点が足りない状況である<sup>2)</sup>。

したがって、本稿では、1900年代における朝鮮人移民についての日本の統制政策をより全体的に把握するために、まずは朝鮮人の大陸間の移民（ハワイとメキシコの移民）状況を中心に考察してみたい。

なお、1894年7月25日から1895年4月17日にかけて日清戦争が起きて、清と日本は「下関条約」を締結した。この条約により、「清国は朝鮮国が完全無欠なる独立自主の国であることを確認し、独立自主を損害するような朝鮮国から清国に対する貢・献上・典礼等は永遠に廃止する」<sup>3)</sup>

表1 1900年代における朝鮮人の主な海外移住数

| 移民類型  | 地域                     | 人数      | 時期      |
|-------|------------------------|---------|---------|
| 大陸内移民 | 間島                     | 7万7000人 | 1907年時点 |
|       | ロシア領の極東地域<br>(ウラジオストク) | 1万400人  | 1907年時点 |
| 大陸間移民 | ハワイ                    | 3300人   | 1907年時点 |
|       | メキシコ                   | 1300人   | 1905年時点 |

出典：『統監府文書9』国史編纂委員会、1999年 p.27～p.35。

『韓国施政年報明治39、40年』韓国統監府、p.84。

ことになった。

また、1897年10月、朝鮮は清の属国から離脱して、独立国家であることを明示する措置として、国号を大韓帝国に改めた（以後、韓国に略す）。このような背景の下で、後にアメリカ移民会社の斡旋により、朝鮮人の海外移民が始まった。

## 2. ハワイへの移民

### (1) 移民の状況

大陸間の移民は主に移民会社の斡旋により実施された。1902年4月から1905年4月まで、アメリカ人デシユラーが運営する東西開発会社の周旋により、朝鮮人男約8千人、女約4百人をハワイに移住させた<sup>4)</sup>。当時、高宗皇帝は旱魃などの自然災害による窮民を救済する一方、対外的には韓国の位相を高めるために、このような東西開発会社によるハワイへの移民送出事業を承認した<sup>5)</sup>。すなわち、東西開発会社によるハワイへの移民送出は韓国政府の認証を受けた合法的な移民事業であった。

一方、1902年11月16日に韓国は移民事業を専門に担当する綏民院を設置したものの、予算不足のため1903年10月11日に廃止した<sup>6)</sup>。綏民院が廃止された後にも、朝鮮人のハワイ移民はしばらく続いたが、韓国政府は1905年4月1日に、朝鮮人の海外移民禁止令を公布し、同年4月に最後のハワイ移民を行ったのち、1910年日韓併合直後の「写真花嫁」<sup>7)</sup>のハワイ移民まで、朝鮮人のハワイ移民を再開しなかった。それは、日本政府が朝鮮人の海外移民政策に深く関与した結果でもあった。

日本人のハワイ移民は1868年から開始され、1890年の時点でのハワイ在住日本人は1万2000余りであった。表2から見られるように、1894年から森岡商会、海外渡航会社、東京移民会社、

表2 1894年～1902年・日本人のハワイ移民人数

| 時間    | 移民人数       |
|-------|------------|
| 1894年 | 2400～2800人 |
| 1895年 |            |
| 1896年 | 6258人      |
| 1897年 | 3656人      |
| 1898年 | 9430人      |
| 1899年 | 2万5957人    |
| 1900年 | 400人       |
| 1901年 | 2999人      |
| 1902年 | 1万3391人    |
| 総計    | 約6万5000人   |

出典：横山源之助（有機逸郎）「海外活動之日本人」『海外活動之日本人』1906年10月、p.158～p.160を参照。

表3 1900年時点のハワイ人口種別数

| 種目 | ハワイ土着民  | 半ハワイ人 | 白人      | 中国人     | 日本人     | その他  |
|----|---------|-------|---------|---------|---------|------|
| 人口 | 2万9799人 | 7857人 | 2万8819人 | 2万5767人 | 6万1111人 | 648人 |
| 割合 | 19.3%   | 5.1%  | 18.7%   | 16.7%   | 39.7%   | 0.5% |

出典：『日米交渉五十年史』大日本文明協会、1909年、p.316を参照。

神戸渡航会社などの移民会社の斡旋により、多くの日本人移民がハワイに送り出された<sup>8)</sup>。1902年時点で、総計5万5833人の日本人がハワイに移民した。さらに、表3のように1900年時点で、すでに日本人は全ハワイ人口の約四割を占めていた。そのため、ハワイを「第二の日本社会」、「新日本」とみなすこともあった<sup>9)</sup>。

このように、ハワイにおける日本人移民の優勢地位を保持するために、日本政府及び日本の移民会社は前述のアメリカの移民会社による朝鮮人のハワイ移民に対する警戒心が強くなり、対策を講ずることとなった。それでは、次には日本政府と日本の移民会社の具体的な動きについて考察してみたい。

## (2) 日本政府の対応——韓国名誉領事の設置

ハワイに名誉領事を設置する案が出される少し前の1904年4月25日に、在清国行使内田康成は「本月九日當地駐劄韓國公使ト會談ノ節、滿洲地方ヨリ多數無頼ノ浮浪韓國人、天津ニ入込ミ不都合ノ行爲ヲナシ、清國官廳ヨリ照會ヲ受クル事アルモ目下同地ニハ韓國領事館無之。又暫クハ之ヲ設置スルコトナカルヘク、此等浮浪ノ徒ノ取締上甚タ困難ヲ感シ居ルニ付在天津帝國總領事ヲ以テ韓國名誉領事ト爲シ、右等韓民ノ取締事務ヲ一任スル事」<sup>10)</sup>と小村寿太郎宛に送った。

同案について、内田は「巡查ノ數モ制限セラレ人員ノ不足ヲ感シ、且ツ獄舎ノ設備モ未タ充分」ではないし、且つ「裁判權問題ノ如キハ法理上隨分困難」などはあるが、「日韓ノ關係ト今後ノ政畧上今般韓國公使ノ申出ヲ承諾利用スルコト我利益」になれば、困難を排除することはできる。裁判權については「韓國皇帝ヨリ相當ノ御委任狀ヲ交付セラルニ於テハ、之ニヨリテ帝國總領事カ裁判權ヲ行フコトヲモ得ヘク、清國官廳モ亦敢テ甚タシキ異議ヲ唱フルコト」<sup>11)</sup>はないという判断であった。

要するに、内田は当時の北京駐在韓国公使の関泳喆に、滿洲地方より天津に流入した浮浪朝鮮人を取扱うために、内田が天津に在駐する日本領事と韓国名誉領事とを兼任することを依頼したところ、多少の困難はあるが、今後の対韓政略の上で、日本に有利であれば、実施可能な旨を小村寿太郎に伝えた。

後に、日本政府の斡旋の結果、1904年7月26日内田は「天津地方ニ流寓スル貴国ノ商民保護ノ為メ(略)、貴国政府ハ帝國政府ト商議ノ上、天津駐在帝國總領事伊集院彦吉ニ暫ク代テ其保護ヲ代辨スル」<sup>12)</sup>旨を関泳喆公使に伝えて、伊集院彦吉が韓国名誉領事を兼任することになった。

日清戦争の敗戦の結果、清国はすでに韓国に対する統制力を喪失していた。後に日本の統制下に置かれた韓国は、1904年2月23日、日韓間に調印された協定書によって、さらに自主権を失っていたため、清国で日本の領事が韓国名誉領事を兼任することが可能になった。

一方、天津における日本領事が韓国名誉領事を兼任する提案との関係性は明らかではないが、1904年5月12日、ハワイの在ホノルル総領事斎藤幹も日本外務大臣小村寿太郎宛に次のような機密電報を送った。斎藤幹は電報で「米布合併ノ結果、支那人労働者布哇島入國禁止以來耕地労働ハ一ニ我カ日本人ノ手ニ依頼致居候處、耕主同盟會ハ近來大ニ朝鮮人ノ輸入ヲ企テ居候爲メ目下同國人總數貳千名ノ多數ニ」上がった状況を示した。

また、当地の農場経営者はハワイ王朝時代より続いてきた狡猾な手段として労働者を「先ツ從順ニシテ其驅使ニ服従スル擧ヲ貴重シ、從テ支那人ト朝鮮人ハ彼等ノ希望ニ適遇スル性質ノ者ニ有之候、且ツ耕地ニ於テハ可成二個國人種以上ノ異國民ヲ雇ヒ置キ苟モ日本人ニシテ命令ニ服従セサルトキハ支那人ニ依頼シ、若シ又支那人命令ニ從ハサルトキハ日本人ヲ使役シ相互相掣シメ耕植ノ無事ヲ維持セント」することを述べた。

そのため、「今後ハ可成日本人ノ渡航願ヲ減シ、而テ朝鮮人ノ渡航ヲ獎勵セントスルノ祕密會議成立致シ現ニ「カリチャー」商會ノ如キハ今回在朝鮮國労働者募集令回訓シ置キ、益々同國人ノ渡航ヲ勧誘致ス都合ニ有之候、何程能熟労働者カ自己ニ關スル利益問題ニ至リテハ至極鋭敏ナルヲ以テ、今後朝鮮人ノ渡航者増加スルニ於テハ遂ニ我労働者ト衝突」を避けることは難しいと判断した。

そして、このような「衝突ヲ未然に防止シ、併テ間接ニ朝鮮人ノ渡航ヲ支配」するためには、「日本人ヲ在ホノルル韓國名誉領事ニ任命」することを勧告して、「只今、ホノルルニ後備海軍軍医ヲシテ、曾テハ我カ官約移民時代我カ政府ノ移民監督官ノ命ヲ受ケタル毛利伊賀」という人は韓国名誉領事として「至極適當者」であることを述べた<sup>13)</sup>。

要するに、ハワイの耕主同盟はアメリカ移民会社の斡旋を通して、ハワイにたくさんの朝鮮人を移民させて、日本人移民と「相互相掣」することを図った。そして、ハワイの在ホノルル総領事斎藤幹が外務大臣小村寿太郎宛に「衝突ヲ未然に防止シ、併テ間接ニ朝鮮人ノ渡航ヲ支配」するためには、「日本人ヲ在ホノルル韓國名誉領事ニ任命」することを勧告して、当地の有力人士の毛利伊賀を推薦した。つまり、既存のハワイの日本人移民の利益の確保と、その拡大のために、当地の日本領事は朝鮮人移民のハワイ移民に危機感を感じて、予め韓国名誉領事の形式で、朝鮮人の移民を統制しようとした。

同年6月14日、外務大臣小村寿太郎は「布哇ニ於ケル韓國労働者ヲ監督シ、間接ニハ韓人ノ同島渡航ヲ支配シ我労働者トノ衝突ヲ未前ニ防遏スル爲メ」として、ハワイに韓国名誉領事を任命する要旨を在韓公使林権助に伝送した<sup>14)</sup>。6月25日、在韓国代理公使萩原守一は「昨今韓國臣民ニシテ該島（ハワイ）ニ出稼スルモノ益々多キヲ加へ、現ニ貳千人以上ノ労働者ヲ見ルニ至レリ、然ルニ韓國政府ニ於テ未タ之レカ利益保護及監督ノ責ニ任スヘキ領事官ノ駐在スル事ナキ爲メ、各耕地ニ散在セル韓國人等ハ自己ノ便利ヲ達スルニハ多ク其地ニ於ケル日本人ニ依頼シ居レリトノ説スラ有、之事情右ノ如クナルニ付我總領事ニ於テハ韓國臣民ノ便宜ヲ起見シ」の名目で、「朝鮮人ノ渡航ヲ支配」する意図を隠して、毛利伊賀を韓国名誉領事に任命することを李完用外相に提案した<sup>15)</sup>。

しかし、このようなハワイにおける韓国名誉領事を設置する件について、韓国政府は納得できなかった。同年7月7日、萩原氏は「陛下ハ可成速ニ韓國正任領事ヲ派遣スルノ意向アリテ、現任外部協辦尹致昊ヲ其任ニ當ラシムル事ニ略ホ内定シ居ル趣ナリ思フニ、正任領事ノ派遣ハ本件我申立並

ニ天津總領事ヲシテ韓國ノ利益ヲ保護セシムル、帝國政府ノ根本ノ趣意ニ矛盾スルカ故ニ御異存無クハ、布哇ニ新ニ領事館ヲ設置スルノ件ハ可成差控ユル様内密韓廷ニ忠告ス可シ御意見回訓ヲ乞フ」<sup>16)</sup> ことを小村氏に伝えた。

要するに、韓国は内政上の自主性を確保するために、自ら現任の外部協辨尹致昊を韓国正任領事として、ハワイに派遣するつもりであった。しかし、同年8月22日に、日本と韓国は「第一次日韓協約」を締結して、これにより韓国政府は、日本政府の推薦者を韓国政府の財政・外交の顧問に任命することになり、日本の韓国に対する支配がより深化された。このような状況で、韓国政府は自らハワイに領事館を新設することは困難であった。一方、日本政府もその後、韓国名誉領事を設置する動きはなかったまま、正式にハワイに韓国名誉領事を設置したのは1905年5月であった。

### (3) 日本移民会社の対応——日本人による朝鮮人移民の斡旋

前述のように、日本政府によりハワイに韓国名誉領事を設置して、朝鮮人移民を支配する計画を立てた一方、日本の移民会社も積極的に、朝鮮人のハワイ移民を統制することを日本政府に請願した。代表的な会社は、森岡真が経営する森岡商会であった。森岡真は1896年から日本人のハワイ移民事業を始めて、後にハワイに支店を設け、数万人の日本人労働者を移送して、莫大な利益を収めた<sup>17)</sup>。したがって、朝鮮人のハワイ移民についても、極めて敏感であった。1904年7月5日、森岡真は外務大臣小村寿太郎に次のような電報を送った。

「海外移民事業ノ公益ハ、今更喋々ヲ俟タス候處就中布哇移民ノ如キハ模範移民タルノ實アリテ、我帝國ニ資益スルモノ寔ニ尠少ナリトセス」、日本の移民数も「現在尙ホ七萬ヲ以テ算スヘシ將ニ布哇人口ノ半ハ以上」になった。また「移民カ本國ニ送金ノ額ハ、一ケ年凡ソ壹千萬圓以上ニ達セリ」、「日露開戦以來布哇在留民ヨリ軍資獻金又ハ恤兵部等ニ寄贈セル金額九萬有餘圓及ヒ第一回國債應募額ハ參拾萬餘圓」に達した。

しかし、「昨年來韓國ニ於テ米國人ノ經營ニ依リ仁川ニ東洋開發會社ナルモノヲ設置シ、我移民ニ對抗センカ爲メ韓國移民ヲ募集シ布哇ニ渡航セシメ、漸次其數ヲ増加シツ、アリ爲メニ我移民ノ前途ニ一打撃ヲ受クルニ至レリ」、そのため、応急策として「日本人ニシテ韓國政府ニ向テ、同國移民一手取扱ノ特許出願ヲナシ、果シテ其許可ヲ得タルニ於テハ、内地有力者ヲシテ協同又ハ會社ヲ組織スルカ、將來確實ナル事業ヲ創立シ布哇ニ於ケル日本移民ノ既得權ヲ侵害セラレサル迄ノ程度ニ於テ取扱致度ト存候」であることを述べた<sup>18)</sup>。

要するに、日本人のハワイ移民は模範移民として称される実績をとり、国内への送金も多かった一方、日露戦争の時もたくさんの献金を捧げた。森岡真はこれを利用して、ハワイの日本人移民が、経済方面で日本にとってはかなり有利であることを強調した。そして、朝鮮人のハワイ移民への対抗策として、日本人が運営する移民会社より、ハワイにおける日本人移民の既得權益を侵害しない程度の朝鮮人移民の斡旋を主張した。

つまり、アメリカの移民会社が主導している朝鮮人のハワイ移民の状況を打破して、より朝鮮人移民を統制できる日本人主導の移民会社を設立し、あるいは日本内地の有力者と協同して、在ハワイ日本人移民の優位を保つ構想であった。同年7月26日、小村寿太郎は同要旨を在韓公使林権助に伝送した。

一方、1904年8月に、森岡真は「布哇ニ對スル韓國移民ノ件ニ付上申」の件で、前述のような

ハワイにおいての日本人移民が取得した成果を強調しながら、朝鮮人のハワイ移民の対応策として、「日本人ニシテ韓国政府ニ向ケ同國移民一手取扱ノ特許出願ヲ爲シ、其許可ヲ得ルニ於テハ内地有力者ヲシテ協同又ハ此事業ニ適應スヘキ會社ヲ組織」する要旨を当時、京城在住の大庭貫一にも伝えた<sup>19)</sup>。

小村や外務省にしても、ハワイにおける日本人の窮状が、韓国の内政問題に干渉するだけの正当な根拠となりうるかどうか、確信がなかったため<sup>20)</sup>、前述のハワイに韓国名誉領事を設置する案と同じく、日本人移民業者の請求案も放置のままであった。

しかし、1905年3月に、サンフランシスコ駐在日本領事館から小村寿太郎に、アメリカが日本人の本土移民を制限する法案を決議する恐れがあることを伝えた。それを防ぐ方策として、朝鮮人のハワイ移民禁止はより重要な議題になった。すなわち、朝鮮人のハワイ移民を禁止すれば、ハワイにおける日本人労働者の独占的立場を確保することになり、米本土へ向かう日本人の数も自ずと減っていくという予測をしていた。その結果、太平洋海岸の反日感情も弱まって、ワシントン当局に対する日本人排斥の圧力もやわらぐことを期待していた<sup>21)</sup>。

1905年4月、韓国は、将来の移民に関する完全な規則を制定し、それを保護する途を確立するまでには、しばらく労働者の海外渡航を禁止することにした<sup>22)</sup>。韓国政府が自ら出した海外移民禁止令は、日本にとって好都合であり、これを契機として韓国の移民再開を妨げた<sup>23)</sup>。更に、同年11月17日、「第二次日韓協約」の締結により、韓国の外交権は有名無実になって、事実上日本の被保護国になった。したがって、韓国名誉領事は取り消されて、「帝国領事ニ於テ、外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スル」<sup>24)</sup>名目で、当地の朝鮮人移民についての統制力がより強化された。

一方、前述のように、1905年4月朝鮮人の海外移民令の公布まで、日本人移民業者の朝鮮人のハワイ移民禁止に関する請求は日本政府からの応答がなかったため、次節で述べるように、日本の移民会社はアメリカ移民会社主導のハワイ移民と対抗するために、自ら朝鮮人のハワイ移民問題に関与し始めた。

### 3. メキシコへの移民

前述のように、森岡真は朝鮮人のハワイ移民の統制策として、日本人主導の移民会社を設立し、あるいは日本内地の有力者と協同して朝鮮人の海外移民事業を取り扱うことを積極的に斡旋した。しかし、日本政府の援助なしで、彼の計画どおりに日本人主導の新しい移民会社の設立はできなかったものの、朝鮮人の海外移民の先頭に立ったのは既設の大陸殖民合資会社であった。

大陸殖民合資会社は1903年、東京の中央移民会社を母体とし、日本各地の移民取扱業者を吸収する形で発足した。同会社は日向輝武などが資本金100万円で設立した、大規模な移民会社であり、主にハワイ及びメキシコなどの南アメリカに日本人移民の斡旋を行った<sup>25)</sup>。しかし、日本人のメキシコ移民は実際の労働条件とは異なる、誇大宣伝によって難航したものの、メキシコにおける日本人労働者の需要は非常に高かった<sup>26)</sup>。そこで、大陸殖民合資会社は朝鮮人のメキシコ送出に目をつけた。朝鮮人のメキシコへの送出は、日本人との競合もなく、日本人のハワイ送出を促進するという面でも好都合であったため、日向輝武は朝鮮内代理業務を京城在住の大庭貫一に任せ、1904

年10月15日より朝鮮内での移民募集を始めた<sup>27)</sup>。

一方、朝鮮人のメキシコ移民と森岡真の提案との直接の関連性に関しては明らかではないが、森岡真がその要旨を大庭貫一に伝えたことや、日向輝武が朝鮮内代理業務を大庭貫一に任せたことからみると、両者の関連性が推察できよう。

さらに、1905年2月には、森岡真、富藤忠太郎、山口熊野らとともに日向輝武が連名で、小村外相宛に朝鮮人ハワイ移民禁止の請願を出している<sup>28)</sup> 状況からみると、森岡真の当初の提案と構想は日本における移民事業関係者の中で、共通認識としてますます拡大していることがうかがえる。

大陸殖民合資会社は1904年11月24日から『大韓日報』に一週間、同年12月17日から1905年1月13日までは『皇城新聞』に、「農夫募集広告」を載せた<sup>29)</sup>。

要するに、大陸殖民合資会社は多くの農夫を募集するために、記事の中で応募者が現地に行った後にも、安心して生活できることを強調した。1905年4月、同移民会社の斡旋により、朝鮮人1千3百人はメキシコのユカタン洲へ渡航した<sup>30)</sup>。事実上朝鮮人のメキシコ移民はこの一回で終了した<sup>31)</sup>。

一方、渡航した朝鮮人は言語不通のため、雇用者と被雇用者の間に誤解が生じ、且つ雇用者が待遇契約に反することが多かったため、しばしば紛擾があった。そこで、1905年4月、韓国は、将来の移民に関する完全な規則を制定し、それを保護する途を確立するまでには、しばらく労働者の海外渡航を禁止することにした<sup>32)</sup>。

また、前述のように、1905年3月に、日本政府は朝鮮人のハワイ移住の禁止を通して、ハワイにおける日本人労働者の独占的立場を確保すれば、米本土へ向かう日本人の数も自然と減り、アメリカの太平洋海岸の反日感情も弱まる認識が強くなり、韓国政府の移民禁止は日本政府にとっては好都合であった。ひいては、移民禁止令が出された後にも、日本政府は駐韓外交官を通して、移民禁止を徹底的に実施することを何度も韓国政府に要求した<sup>33)</sup>。

## 4. 統監府の「移民保護法」

### (1) 「移民保護法」の実施

1905年4月、韓国は朝鮮人の海外渡航を禁止したが同年夏、韓国の外部では、ハワイ移住の再開によって韓国の自主性を取り戻すために、移民法を制定しようとしたものの、日本当局の強力な干渉により、韓国政府の目的は達成できなかった<sup>34)</sup>。さらに1905年11月17日、「第二次日韓協約」の締結により、日本は韓国の「保護国」になり、翌年の2月に統監府をソウルに設置した。韓国内政を干渉し、より韓国を統制するために、統監府は1906年から「施政改善」の名目で、「施政改善協議会」を開催した。

移民について、統監府は公報活動面での積極的意義を考慮して、禁止令を少し緩和することを提案し、厳しい統制のもとで朝鮮人移民を認めることにしたため<sup>35)</sup>、協議会では朝鮮人の移民問題についても協議した。

協議会では、移民法案第19条「本法及施行規則ノ規定ニ依ル處分ハ、豫メ統監ノ承認ヲ經ルコトヲ要スト規定シタル」について、当時の統監伊藤博文は「外國人ト韓國政府ノ間ニ違法ノ契約ヲ爲シ、他日苦情ノ生スル場合ニ於テ外交ノ責任ハ日本ニ在ルカ故ニ、外國政府ハ日本政府又ハ統監

ニ對シテ苦情ヲ提出セン、其ノ際日本ハ韓國政府カ違法ノ契約ヲ爲シタルモノナレハ、其ノ責ニ任セスト拒絶セハ韓國政府ハ損害ヲ賠償セサルヘカラサルカ故ナリ」と説明された<sup>36)</sup>。

要するに、移民法を具体的に実施するときに、予め統監の承認が必要であることは、韓国政府の権利を侵害することではなく、逆に韓国政府が国際的紛議を避ける方策であることをカナダ移民の事例を通して、より強調した。

つまり、移民保護法についての最終決定権は統監にあり、事実上、韓国政府は朝鮮人移民を統制する権限は完全に喪失した。一方、このような統監府の統制をより強化するために、日本は移民事務に経験ある外務省参事官の鈴木要太郎を韓国政府外部に聘用させ、移民事業の顧問を担当させた<sup>37)</sup>。1906年7月、韓国政府は統監府が起草した「移民保護法」を發布し、同年9月15日に同法を正式に実行した。「移民保護法」の要項<sup>38)</sup>は以下のとおりである。

- (一) 移民ハ農工商工部大臣ノ許可ヲ受クルニ非レハ、外国ニ出向スルヲ得ス、同大臣ハ必要ト認ムルトキ移民ノ出向ヲ差止め、又ハ其ノ許可ヲ取消スノ権ヲ有ス。
- (二) 移民取扱人タラントスル者ハ、農工商工部大臣ノ許可ヲ受クルヲ要シ、移民取扱人ニ非サレハ移民出向ノ周旋又ハ其募集ヲ為スヲ得サラシメ。
- (三) 移民取扱人ハ同大臣ニ一定ノ保護金ヲ納入スルノ義務アリ、其周旋シタル移民カ疾病ニ罹リ、其他困難ヲ極ムル場合ニ在リテハ之ヲ救助シ、又ハ帰国セシムルノ義務ヲ負ヒ
- (四) 移民取扱人ノ周旋シタル移民出向地ニハ、其代理人又ハ代表者ヲ在留セシメテ移民ノ保護ニ当ラシメ。
- (五) 移民取扱人ハ豫メ農工商工部大臣認可ヲ得タル手数料ノ他、何等ノ利益ヲモ移民ヨリ受クルヲ得ス。
- (六) 契約移民ニ関シ移民取扱人ニ於テ、移民ノ募集又ハ周旋ヲ為サントスル時ハ、是豫メ農工商工部大臣ノ認可ヲ得タル契約条件ニ依リ、移民ト書面契約ヲ為スコトヲ要シ。
- (七) 移民取扱人ニシテ不法ノ行為アルトキハ、其營業ヲ停止シ又ハ認可ヲ取消シ、若ハ刑罰ヲ科スコトトシ。
- (八) 移民ハ事外国ニ関スルヲ以テ、韓国政府ノ為スヘキ処分ハ総テ統監府ノ同意ヲ要スル旨ヲ規定セリ。

同法により、朝鮮人の海外移民は、農工商工部大臣の許可が必要であるものの、移民取扱人は移民に対する保護、救済などの義務が課された。しかし、同法の第八条が定めたように、移民に関する全ての事情は、統監府の同意が必要なため、そもそも朝鮮人の海外移民を禁止したかった日本側にとって、同法の実施はただ、朝鮮人の海外移民を保護するよりも、保護の口実を利用して、朝鮮人の海外移民を制限する方策に過ぎなかった。

統監府は同法の実施目的は「韓国人ヲシテ海外ヨリ、其蓄積シタル所得ヲ母国ニ送ラシムル、又以テ韓国資源ノト為スヘク、寧口韓国人ノ自然的帰向ニ任スルを良トス依テ労働者海外渡航ノ禁ヲ解キ、他方ニ於テハ此際相当ナル法規ヲ実行シテ、移民保護ノ途ヲ完カラシメ、公益上移民周旋者ノ取締ヲ厳ニスルノ必要ヲ認メ」るためであると述べたが、このような「移民保護」の名目での朝鮮人の海外移民はほとんどなかった。同法の実施とともに、大韓殖民合資会社、韓国移民合資会



社、大韓移民株式会社の日本人が経営する移民会社が移民出願をして、朝鮮人の海外移民斡旋の資格を得た。とくに、大韓殖産合資会社は前述の朝鮮人のメキシコ移民を斡旋した日向輝武と大庭貫一が経営する会社で、再びメキシコに朝鮮人の移民を送り出そうとした。

しかし、「朝鮮人移民保護」の名義で作られた「移民保護法」を実施した後に、朝鮮人の海外移民はほとんどなかった。それは、前述のように日本政府は「移民保護法」の名目で、朝鮮人移民に対する統制を強化したためであった。一方、このような移民会社の斡旋による朝鮮人海外移民が無くなることは、朝鮮の民衆の移民に対する抵抗感とも関連性があると考えられる。

## (2) 朝鮮内の反発

前述の「移民保護法」が正式に施行されるまでに、すでに、移民に対する韓国国内での反発が激しかった。当時の新聞記事からその様子が見られる。1906年4月に、『皇城新聞』と『大韓毎日申報』には、メキシコにおける朝鮮人移民の悲惨な生活状況が載せられた。1906年2月23日、京城南署尚洞キリスト教青年会会員の朴長玄は、メキシコに移住した朝鮮人の生活状況について調査を行い、報告書を作成した。報告書によると、朝鮮人は過酷な気候状況の下で過度な労働をしながら、土窟のような所に住む一方、「水土不良」と疾病にかかった人が多くても、治療されずに船に乗せさせられたまま「廃棄」になり、「生死不問」であった。

また、農場主に殴られることも常にあり、「虐待と賤視」される奴隷のような生活をしてきた。海外から朝鮮人の往来も禁止されて、各駅や各港に厳しい政策をとり、朝鮮人にチケットを販売することも厳禁して、犯禁者がいたら、「厳囚施罰」して、農場主に通報した<sup>39)</sup>。当時、このような悲惨な移民生活状況についてのうわさが、民間で拡散したことが考えられる。民衆の恐怖心を打ち消すために、統監府農務総長の木内重四郎は農商工部に命じて、メキシコの朝鮮人移民の状況を調べることをメキシコ日本公使の杉村虎一に委託した。

杉村氏の調査によると、移民の生活は良好であり、農場主も移民の労働について満足しているため、移民生活についての悲惨な報告は、虚偽である要旨を統監府に報告した<sup>40)</sup>。しかし、そもそも統監府についての信頼感が低かった民衆たちは、その調査を信頼することは難しいだろう。一方、同時に前述の「移民保護法」についての「施政改善協議会」の開催はさらに民衆に不安感をもたらした。

「移民保護法」の実施について、新聞の報道からみると主に二つの見解があった。一つは、朝鮮人を脅迫的に海外に移住させることは、朝鮮人の自由人権に対する侵害であり、そもそも強制的に朝鮮人を海外に移住させる必要がないと考えた。日本側は日本人を朝鮮に移住させ、朝鮮人を海外に送り出すことを通して、日本人のための「空地」を作ろうとしている。この法案は強制的に承認を受けたものであり、日本人によって、作られたこの移民法は必ず民衆の大きい恐怖感をもたらす、と主張した<sup>41)</sup>。

もう一つは、日本はこの移民法を通して、朝鮮人を樺太島、北海道、太平洋の無人島に送出するのではなく、逆に朝鮮人の海外移住を制限し、妨害しようとした。その理由は、朝鮮人がアメリカ、ハワイ及び沿海州等に行って、独立精神を涵養したあとに帰国すると、愛国性が自発して国権回復を図ることになるからである。こうなると、日本の「化韓帰日」政策に多くの障害になるので、予防の策として、統監府は移民法を韓国政府に強要した。表向きは労働者を保護する、という

名目であったが、実際には、朝鮮人の独立思想の養成を妨害するための「奸策」であった。

そこで、国家が善後策を講じて、可能な人たちは海外の各文明国に渡航して、資金を貯蓄する一方、国家思想も養成して、帰国後は独立権回復のために努力すべきことを主張した<sup>42)</sup>。すなわち、民間側では、この「移民保護法」の目的は朝鮮人を強制的に海外に移住させることであると認識する一方、逆に日本の韓国統制のために、朝鮮人の海外移住を制限する「奸策」であると認識した。しかし、いずれにしても、海外移住に対する恐怖感は、すでに民間で広がっており、民衆の抵抗感が強かったと考えられる。

## 5. 終わりに

本稿では、朝鮮人の大陸間の移民について考察して、その移民の流れと特徴及び日本の統制策について分析した。要するに、アメリカ移民会社の斡旋により、朝鮮人のハワイ移民が始まったが、ハワイにおいての日本人移民の優勢地位を保持するために、日本政府及び日本の移民会社は朝鮮人のハワイ移民についての警戒心が高くなり、対応の方策を立てた。

日本は常に、韓国政府の移民政策に干渉して、朝鮮人の海外渡航を厳しく統制した。その政策の一つとして、ハワイに韓国名誉領事を設置して、朝鮮人を保護する名義で在住朝鮮人を監督した。一方、日本の移民会社も、自ら積極的に朝鮮人のハワイ移住を制限するために、大陸殖民合資会社による朝鮮人の海外移民を斡旋して、朝鮮人をメキシコに送り出した。

韓国政府は移民の惨状に鑑み、一時朝鮮人の海外渡航を禁止したが、韓国政府の自主性を取り戻すために、移民を再開しようとした。しかし、日本の干渉により、移民事業の再開はできず、1905年11月17日、「第二次日韓協約」の締結により、日本は朝鮮の「保護国」になった。

のちの統監府の設置とともに、統監府は朝鮮に対する植民体系を深化する一環として、1906年9月15日、韓国政府に「移民保護法」を強制的に実施させた。「施政改善協議会」で、同法の実施案を推進するとともに、朝鮮内では、メキシコ移民の悲惨な生活に関する記事が新聞に載せられた一方、移民法についての不信の声も民間で広がり、朝鮮人の海外移民についての強い抵抗心をもたらした。

結果として、「移民保護法」が正式に実施した後、日本人が朝鮮で設立した移民会社は再び朝鮮人のメキシコ移民を斡旋したが、応募者はほとんどなかったため、事実上大陸間の朝鮮人の移民は中断された。このように、大陸間の朝鮮人の海外移民は、常に、本国の利益を図るための日本政府に厳しく統制された一方、日本の移民会社も自分の利益を守るために、積極的に朝鮮人の移民に関与した。

しかし、本稿は主に大陸間における日本の朝鮮人移民政策をハワイ、メキシコ移民に焦点をあてて考察したものの、同時期の大陸内の満洲及び沿海州移民については論じなかった。したがって、今後の課題としては大陸内における朝鮮移民との関連性と異同を分析して、1900年代における朝鮮人移民の全体像をより明らかにしたい。

## 注

- 1) サヴェリエフ・イゴリ「移民と国家—極東アジアにおける中国人、朝鮮人、日本人移民の比較研究（1860年—1870年）」名古屋大学大学院国際開発研究科、博士論文、p.20。
- 2) 朝鮮人のハワイ・メキシコ移民についての通史的な研究としては玄圭煥『韓国流移民史（下）』語文閣、1967年がある。本書で、玄は朝鮮人の両地への移民の過程及び生活状況などを考察した。また、朝鮮人に対する日本の政策としては、ウェイン・パターソン著、阿萬実枝子訳「朝鮮人のハワイ移民と日本」『季刊三千里 22号』1980年夏と木村健二「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」早稲田大学院商学研究科『商学研究科紀要第16号』1983年などがある。
- 3) 伊藤博文関係文書（その1）「日清講和条約」1895.4.17。
- 4) 鈴木要太郎「韓人の海外移住」『日本経済新誌』1908.7、p.24、韓国統監府『韓国施政 年報 明治39、40年』p.84。一方、移民数については1905年まで、全部65回の船便で、移民を7026人（婦女子750含む）送出したとする説もある。玄圭煥『韓国流移民史（下）』1967年、p.805。
- 5) 국사편찬위원회、『재외동포사 총서 4 북미주 한인의 역사 (상)』2007年。
- 6) 前掲、玄圭煥『韓国流移民史（下）』p.805。
- 7) 先にハワイに移住した朝鮮人の男性は、現地地で花嫁を探すことができず、日本と同様に写真を媒介して、入籍のあとに花嫁を家族の一員としてハワイに呼び寄せる「写真結婚」をした。「写真花嫁」については、姜健栄『ハワイ、メキシコ、南米への韓人移民』かんよう出版、2016年、p.16～p.24。
- 8) 横山源之助（有機逸郎）『海外活動之日本人』松華堂、1906年10月、p.159。
- 9) 同前、p.146～p.147。
- 10) 「在天津帝國總領事ヲシテ韓國名譽領事ヲ兼ネシムル事ニ付當地韓國公使來談ノ件」『駐韓日本公使館記録 22』大韓民國文教部國史編纂委員會編、1997年。
- 11) 同前。
- 12) 在天津帝國總領事ニ於テ韓國名譽領事兼任方ニ付申出ノ件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B15100999500。
- 13) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B15100999600、布哇出稼韓国人ノ為メニ我日本人ヲ挙テ同國名譽領事ニ任命方申出ノ件（6-1-3-10）（外務省外交史料館）。
- 14) 「本邦人ヲ以テ布哇ニ於ケル韓國名譽領事ニ任命ノ儀ニ關スル件」『駐韓日本公使館記録 22』大韓民國文教部國史編纂委員會編、1997年。
- 15) 「布哇在留 韓民保護의 緊要와 名譽領事 毛利 薦舉 件」『駐韓日本公使館記録 24』大韓民國文教部國史編纂委員會編、1998年。
- 16) 「布哇名譽領事派遣 保留件」『駐韓日本公使館記録 23』大韓民國文教部國史編纂委員會編、1997年。
- 17) 『立身致富信用公録 第5編』国鏡社、1903年、p.27。入江寅次『邦人海外發展史』井田書店、1942年、p.144～p.145。
- 18) 「布哇 韓國移民에 대한 東京居住 森岡眞의 上申書 提出 件」『駐韓日本公使館記録 22』大韓民國文教部國史編纂委員會編、1997年。
- 19) 「布哇ニ對スル韓國移民ノ件ニ付上申」『駐韓日本公使館記録 24』大韓民國文教部國史編纂委員會編、1998年。
- 20) ウェイン・パターソン、阿萬実枝子訳「朝鮮人のハワイ移民と日本」『季刊三千里 22号』1980年夏、p.181。
- 21) 前掲、ウェイン・パターソン、阿萬実枝子訳「朝鮮人のハワイ移民と日本」p.183。
- 22) 前掲『韓国施政年報 明治39、40年』p.84。
- 23) 日本政府の韓国の移民再開妨害の過程については、前掲ウェイン・パターソン、阿萬実枝子訳「朝鮮人のハワイ移民と日本」。
- 24) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B15100999700、韓国名譽總領事資格消滅ニ關スル件（6-1-3-10）（外務省外交史料館）。
- 25) 大陸殖民合資会社については、「大陸殖民会社」『帝国新聞』1904年11月23日。大河平隆光『日本移民論』文武堂、1905年、p.54。木村健二「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」早稲田大学院商学研究科『商学研究科紀要第16号』1983年、p.206～p.209を参照。
- 26) 日本人のメキシコ移民については、国本伊代「近代日墨関係の形成と米国：1888-1910」『ラテン・アメリカ論集（11・12）』ラテン・アメリカ政経学会、1978年11月を参照。
- 27) 前掲、木村健二「20世紀初頭における朝鮮人のメキシコ移民」p.206～p.209。
- 28) 同前。
- 29) 국사편찬위원회、『재외동포사 총서 6 중남미 한인의 역사』2007年。

- 30) 前掲、鈴木要太郎「韓人の海外移住」p.24。
- 31) 再び中南米に朝鮮人が移住したのは、大韓民国ができた後の1960年代であった。
- 32) 前掲『韓国施政年報 明治39、40年』p.84。
- 33) 前掲、玄圭煥『韓国流移民史(下)』p.805～p.806。
- 34) 日本の朝鮮人移民再開の干渉については、前掲ウェイン・パターソン「朝鮮人のハワイ移民と日本」。
- 35) 同前、ウェイン・パターソン「朝鮮人のハワイ移民と日本」p.192。
- 36) 「韓国施政改善ニ關スル協議會 第五回 會議録」『統監府文書1』国史編纂委員会、1998年、p.178。
- 37) 「韓国施政改善ニ關スル事項」同前『統監府文書1』p.446。「韓國外部 移民局에 外務省屬 鈴木要太郎을 顧問으로 推薦 件」『統監府文書3』国史編纂委員会、1998年、p.46。
- 38) 前掲『韓国施政年報 明治39、40年』p.85～p.86。
- 39) 1906.04.18「移民慘状」『皇城新聞』1906.04.19～1906.04.21「移民慘状(続)」『大韓毎日申報』。
- 40) 1906.06.02「墨国移民狀況」『皇城新聞』。
- 41) 1906.06.23「移民礦山兩條例」『大韓毎日申報』1906.06.23「辨移民條之惑点」『皇城新聞』。
- 42) 1906.07.07「論移民條例」『大韓毎日申報』。

(本学大学院博士後期課程)